

# 千葉県報

号外  
令和8年3月31日

号外第32号

報

県

葉

千

令和8年3月31日(火曜日)

## 主要目次

人事委員会規則	一
職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	一
職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則	一
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	一
通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	二
職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	五
初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	五
職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	六
給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	六
へき手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則	七
職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	七
職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	七
千葉県人事委員会事務局職員服務規程の一部を改正する規則	八

## 人事委員会規則

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県人事委員会委員長職務代理者

千葉県人事委員会委員 小倉 純 夫

### 千葉県人事委員会規則第七号

#### 職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料等の支給に関する規則（昭和二十七年千葉県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「初任給調整手当」の下に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を加える。

#### 附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

### 千葉県人事委員会規則第八号

#### 職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する規則（昭和二十九年千葉県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「方法と」の下に「し、旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額と」を加え、同項第二号中「前号の規定により算定した額」を「取得した見積額」に改め、「当該額とする」の下に「（この項の本文に規定する現に運送を行った各号の規定により算定した額を合計する場合は、この限りでない。）」を加える。

#### 附則

##### （施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

##### （経過措置）

- 改正後の職員の旅費に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十九年千葉県条例第七号。以下「条例」という。）第二条第三号に規定する旅行命令権者（以下「旅行命令権者」という。）が条例第四条第一項に規定する旅行命令等（以下「旅行命令等」という。）を発する旅行及び施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合において条例第三条第二項の規定により旅費を支給する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行及び施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合において条例第三条第二項の規定により旅費を支給する旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が条例第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分については、適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 前項の規定によりなお従前の例によることとされる旅行について、施行日以後に条例第三条第五項及び第六項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県人事委員会委員長職務代理者

千葉県人事委員会委員 小倉 純 夫

千葉県人事委員会規則第九号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年千葉県人事委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「精神保健福祉センター」の下に「保健医療大学」を加え、「及び」を「又は」に、「職員で次の各号に掲げる」を「次の各号に掲げる者である職員であつて、その者としての知識及び技能を必要とする業務に従事する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、研究職給料表の適用を受ける者を除く。

第六条第一号中「調剤又は薬事監視に従事する」を削り、同条第二号中「栄養管理、改善に従事する」を削り、「栄養士」の下に「及び管理栄養士」を加え、同条第三号中「と畜検査、狂犬病予防、家畜の診断等に従事する」を削り、同条第五号中「病理細菌の検出に専ら従事する職員」を「病理細菌技術職員」に改め、同条第六号中「(人事委員会の定める職員を除く。)」を削る。

第七条中「富浦学園」の下に「女性サポートセンター」を加え、「及び警察学校に勤務し、保健指導又は看護等に従事する」を「又は警察学校に勤務する」に、「及び准看護師である職員」を「又は准看護師(以下「保健師等」という。)である職員であつて、保健師等としての知識及び技能を必要とする業務に従事するもの」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県人事委員会委員長職務代理者

千葉県人事委員会委員 小倉 純 夫

千葉県人事委員会規則第十号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則(昭和三十三年千葉県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「自転車等」を「自動車等」に改める。

第三条第一項第二号中「若しくは通勤方法を変更し」を「通勤方法若しくは条例第十条第五項に規定する駐車場等(以下「駐車場等」という。)を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に改め、「額」の下に「若しくは駐車場等の料金」を加える。

第四条中「こと」の下に「若しくは第十八条の二に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金」を加える。

第五条中「自転車等」を「自動車等」に改める。

第五条の二を削る。

第六条の前の見出しを「(普通交通機関等に係る通勤手当の算出の基準)」に改め、同条中「条例第十一条第二項第一号に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)の算出」を「普通交通機関等(条例第十一条第三項に規定する新幹線鉄道等(以下「新幹線鉄道等」という。))以外の交通機関等をいう。以下同じ。)に係る通勤手当の額」に、「よる運賃等の額による」を「より算出する」に改める。

第八条第一項中「運賃等相当額は」を「条例第十一条第二項第一号に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)は」に、「第一号による額の総額及び第二号による額の総額」を「次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、「にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額の総額」を削り、同項ただし書中「第五条の二第二項」を「第十九条の二第二項」に改め、同項第一号中「交通機関等を利用する区間については、通用期間」を「普通交通機関等 通用期間」に、「交通機関等」を「普通交通機関等に」に改め、同項第二号中「前号に掲げる区間以外の交通機関等を利用する区間については、その使用」を「回数乗車券等を使用すること」に改め、「認められる」の下に「普通交通機関等 当該」を加え、同条第二項中「交通機関等を利用するそれぞれの区間」を「において利用するそれぞれの普通交通機関等」に、「よる額と」を「定める額と」に、「同項第一号による額」を「それら」に改め、「の総額及び同項第二号による額の算出方法に準じて算出した額の総額」及び「にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額の総額」を削る。

第八条の二を第八条の三とし、第八条の次に次の一条を加える。

(自動車等使用者の支給額)

第八条の二 条例第十一条第二項第二号の人事委員会規則で定める額は、別表に掲げる額とする。

第九条第一号中「交通機関等」を「普通交通機関等」に、「自転車等」を「自動車等」に、「条例第十一条第二項第一号に定める額及び同項第二号に定める額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額の合計額」を「同条第二項第一号及び第二号に定める額」に改め、同条第二号中「が同条第二項第二号に定める額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額」を「をその支給単位期間の月数で除して得た額(普通交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。)が同条第二項第二号に定める額(駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員(以下「駐車場等利用職員」という。))にあつては、その額に同条第五項第一号に定める額を加算した額」に、「条例第十一条第二項第一号」を「同条第二項第一号」に改め、同条第三号中「うち、」の下に「一箇月当たりの」を加え、「にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額」を「(駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第五項第一号に定める額を加算した額)」に、「条例第十一条第二項第二号に定める額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た」を「同条第二項第二号に定める」に改める。

第十條中「次の各号に掲げるもの」を「自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車」に改め、同条各号を削る。

第十一條を次のように改める。

第十一條 削除

第十二條中「條例第十一條第三項に規定する」及び「(以下「新幹線鉄道等」という。)」を削る。

第十五條の見出しを「(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)」に改め、同条第一項中「條例第十一條第三項に規定する特別料金等相当額(以下「特別料金等相当額」という。)」の算出は、新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、」に、「ものによる特別料金等の額による」を「新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出する」に改め、同条第二項中「及び第八條」を削り、「特別料金等相当額」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

3 第八條の規定は、條例第十一條第三項第一号に規定する特別料金等相当額(以下「特別料金等相当額」という。))の算出について準用する。この場合において、第八條第一項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第一号中「普通交通機関等」通用期間六箇月の定期券の価額(通用期間六箇月の定期券が発売されていない普通交通機関等にあつては通用期間三箇月の定期券の価額に二を乗じて得た額、通用期間六箇月の定期券及び通用期間三箇月の定期券が発売されていない普通交通機関等にあつては通用期間一箇月の定期券の価額に六を乗じて得た額)とあるのは「新幹線鉄道等」通用期間一箇月の定期券の価額」と、同項第二号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第二項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

第十八條の次に次の三條を加える。  
(駐車場等の要件)

第十八條の二 條例第十一條第五項の人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 勤務公署の周辺又は第四条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして人事委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- 二 職員が自転車等を駐車するために使用する施設(自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。)でないこと。
- 三 その利用について職員の配偶者若しくは條例第九條第二項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると人事委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)  
第十八條の三 條例第十一條第五項の人事委員会規則で定める職員は、第九條第二号に掲げる職員とする。

第十八條の四 條例第十一條第五項第一号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が五千円を超える場合にあつては、五千円)とする。

- 一 一の駐車場等を利用する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額
- イ 月を単位として駐車場の料金を定められている場合 当該料金の額
- ロ 駐車場の料金を定める期間(月又は年によつて定められた期間に限る。)が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
- ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額
- 二 二以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号イからハまでに定める額を合計した額

第十九條第四項中「支給対象期間」を「支給単位期間」に改め、同條の次に次の一條を加える。  
(支給単位期間)

第十九條の二 條例第十一條第七項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 五月一日及び十一月一日以降それぞれ六箇月の期間。ただし、これにより難い場合にあつては、任命権者が人事委員会の承認を得て定めるこれらの日以外の日以降六箇月の期間
  - 二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 一箇月
  - 三 新幹線鉄道等 一箇月
- 2 前項の規定による期間により難い場合の支給単位期間は、人事委員会が別に定める。
- 第二十條第二項中「支給対象期間」を「支給単位期間」に改める。
- 第二十條の二第一項中「支給対象期間」を「支給単位期間」に改め、同條第二項中「そ

の者の支給対象期間の月数を乗じて得た額については、その額をその者の支給対象期間の月数で除して得た額を当該支給対象期間」とついては、その者の支給単位期間」に改め、同条第三項中「は、各月の給料の支給日に」を「については、前項に規定する支給方法に準じて」に改め、同条第四項中「その者の支給対象期間の月数を乗じて得た額についてはその額をその者の支給対象期間の月数で除して得た額を当該支給対象期間の各月の給料の支給日に」を「については第二項に規定する支給方法に準じて」に改め、同条第六項中「その額をその者の支給対象期間の月数で除して得た額を当該支給対象期間の各月の給料の支給日に」を「第二項に規定する支給方法に準じて」に改め、同条第七項中「規定する支給対象期間」を「規定する支給単位期間」に、「その額をその者の支給対象期間の月数で除して得た額を当該支給対象期間の各月の給料の支給日に」を「第二項に規定する支給方法に準じて」に改め、同条第八項中「第二項及び第四項から第六項まで」を「及び第二項」に改め、同条第九項中「第十一条第五項」を「第十一条第六項」に改め、同条第十項中「第五条の二第二項」を「第十九条の二第二項」に改める。  
 第二十条の三第二項及び第五項中「支給対象期間」を「支給単位期間」に改める。  
 附則の次に次の別表を加える。

別表(第八条の二)

片道の使用距離	手当額
4 km未満	2,000 円
4 km以上 6 km未満	4,240
6 km以上 8 km未満	5,270
8 km以上 10 km未満	6,300
10 km以上 12 km未満	7,340
12 km以上 14 km未満	8,650
14 km以上 16 km未満	9,980
16 km以上 18 km未満	11,310
18 km以上 20 km未満	12,640
20 km以上 22 km未満	13,960
22 km以上 24 km未満	15,240
24 km以上 26 km未満	16,510
26 km以上 28 km未満	17,780
28 km以上 30 km未満	19,050
30 km以上 32 km未満	20,320
32 km以上 34 km未満	21,520
34 km以上 36 km未満	22,720
36 km以上 38 km未満	23,910
38 km以上 40 km未満	25,100
40 km以上 42 km未満	26,290
42 km以上 44 km未満	27,480
44 km以上 46 km未満	28,670
46 km以上 48 km未満	29,860
48 km以上 50 km未満	31,050
50 km以上 52 km未満	32,230
52 km以上 54 km未満	33,540
54 km以上 56 km未満	34,850
56 km以上 58 km未満	36,160
58 km以上 60 km未満	37,460
60 km以上 62 km未満	38,760
62 km以上 64 km未満	40,530
64 km以上 66 km未満	42,300
66 km以上 68 km未満	44,070
68 km以上 70 km未満	45,840
70 km以上 72 km未満	47,610
72 km以上 74 km未満	49,000
74 km以上 76 km未満	50,390
76 km以上 78 km未満	51,780
78 km以上 80 km未満	53,160

80km以上82km未満	54,540
82km以上84km未満	55,790
84km以上86km未満	57,040
86km以上88km未満	58,290
88km以上90km未満	59,540
90km以上92km未満	60,790
92km以上94km未満	62,080
94km以上96km未満	63,360
96km以上98km未満	64,640
98km以上100km未満	65,920
100km以上	67,200

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前日から駐車場等(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和八年千葉県条例第二号)第一条による改正後の職員の給与に関する条例第十一号第五項に規定する駐車場等という。)を利用してはならない。引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至った者は、この規則による改正後の通勤手当に関する規則第三条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県人事委員会委員長職務代理者

千葉県人事委員会委員 小倉 純 夫

千葉県人事委員会規則第十一号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十五年千葉県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第三号中「総務部税務課収税管理室」を「総務部税務課収税指導室」に改める。

第一条の九第一号中「本庁( )の下に「総合企画部産業拠点整備戦略課及び」を加える。

第八条の十第六号中「警察本部地域部地域課」を「警察本部地域部地域総務課」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県人事委員会委員長職務代理者

千葉県人事委員会委員 小倉 純 夫

千葉県人事委員会規則第十二号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則(昭和三十七年千葉県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条の三」の下に「及び第八条の四」を、「初任給調整手当」の下に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。以下同じ。)」を加える。

第二条の見出しを「(第一種初任給調整手当の支給職)」に改める。

第三条の前の見出し中「職員」を「第一種初任給調整手当を支給される職員」に改め、

同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第四条及び第五条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第六条の前の見出し中「支給期間」を「第一種初任給調整手当の支給期間」に改め、同

条第一項中「初任給調整手当の」を「第一種初任給調整手当の」に改め、「している職

員」の下に「(以下「育児短時間勤務職員等」という。)」を、「平成七年千葉県条例第

一号」の下に「。以下「勤務時間条例」という。)」を加え、「同条例」を「勤務時間条

例」に、「初任給調整手当が」を「第一種初任給調整手当が」に改め、同条第二項及び第

三項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第七条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第八条の見出し中「支給」を「第一種初任給調整手当の支給」に改め、同条中「初任給

調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第九条の見出し中「支給要件」を「第一種初任給調整手当の支給要件」に改め、同条中

「本条」を「この条」に、「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第十条を第十五条とし、第九条の次に次の五条を加える。

(第二種初任給調整手当の特定額に關して人事委員会規則で定める職員及び額)

第十条 条例第八条の四第一項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員

とし、当該職員の特定期間(同項に規定する特定期間をいう。以下同じ。)の算定の基礎と

なる額として人事委員会規則で定める額は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各

号に定める額とする。

一 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年千葉県条例第一号)第十三条又は第十四

条第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」とい

う。 ) 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間

勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、条例第五条第三項の規定により当該定年

前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額

二 条例附則第三十二項の規定の適用を受ける職員 当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、条例第五条第三項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第四項、第五項、第七項及び第八項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）

（第二種初任給調整手当の基準額）

第十一条 条例第八条の四第一項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の在勤する地域に応じた当該各号に定める額とする。

- 一 千葉県 千四百四十円
- 二 東京都 千二百二十六円
- 三 前二号に掲げる地域以外の地域 人事委員会が別に定める額

（第二種初任給調整手当の支給期間の終期）

第十二条 条例第八条の四第一項の人事委員会規則で定める日は、特定額が基準額（同項に規定する基準額をいう。以下同じ。）以上となつた日の前日とする。

（第二種初任給調整手当の支給額）

第十三条 条例第八条の四第二項の規定による第二種初任給調整手当の月額額は、基準額と特定額との差額に勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じて得た数を乗じ、その額を十二で除して得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを百円に切り上げた額）（定年前再任用短時間勤務職員にあつては当該額に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつては当該額に同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間を除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつては当該額に同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間を除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項又は任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年千葉県条例第五十号）第四条の規定により採用された職員にあつては当該額に勤務時間条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

（第二種初任給調整手当の権衡職員の範囲等）

第十四条 条例第八条の四第三項の人事委員会規則で定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第一項の規定を適用するものとする。同項に規定する特定額として算定されることとなる額（以下「権衡職員特定額」という。）が基準額を下回る職員とする。

2 前項に規定する職員の第二種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員とな

つた日から権衡職員特定額が基準額以上となつた日の前日までとする。

3 前条の規定は、第一項に規定する職員の第二種初任給調整手当の月額について準用するものとする。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替へるものとする。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年千葉県条例第二十七号。以下「令和四年改正条例」という。）附則第十項に規定する暫定再任用職員は、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年千葉県条例第一号）第十三条又は第十四条第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の初任給調整手当の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第十条の規定を適用する。

3 令和四年改正条例附則第二十九項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第十三条（改正後の規則第十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県人事委員会委員長職務代理者

千葉県人事委員会委員 小倉 純 夫

千葉県人事委員会規則第十三号

職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年千葉県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号ロ中「6及び7」を「3、7及び8」に改める。

別表第六ト 医療職給料表(二)初任給基準表栄養士 診療エックス線技師の項中

「 $\text{㊦}$ 」を「 $\text{㊧}$ 」に改める。

「 $\text{㊦}$ 」を「 $\text{㊧}$ 」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県人事委員会委員長職務代理者  
千葉県人事委員会委員 小倉 純 夫

**給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則**

給料の調整額に関する規則（昭和四十六年千葉県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一警察の項警察本部の目捜査第一課 機動捜査隊 警備課の節中  
「機動捜査隊  
警備課」を「警備課」に改める。

**附 則**

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

へき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県人事委員会委員長職務代理者

千葉県人事委員会委員 小倉 純 夫

**千葉県人事委員会規則第十五号**

**へき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則**

へき地手当等の支給に関する規則（昭和四十六年千葉県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条中「第二条」を「前条」に改め、同条を第三条とし、第五条及び第六条を削り、第七条を第四条とする。

第八条の前の見出しを削り、同条を第五条とし、同条の前に見出しとして「（へき地手当に準ずる手当の支給）」を付する。

第九条第一項中「新たにへき地等学校に該当することとなった学校に勤務する学校職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなった日（以下この条において「指定日」という。）前に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転した者で指定日において当該異動の日から起算して三年を経過していないもの」を「次の各号に掲げる学校職員」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 新たにへき地等学校に該当することとなった学校に勤務する学校職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前三年以内に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの
- 二 新たに採用された学校職員で、新たに採用された日（以下「採用日」という。）の前日に勤務していた学校に引き続き勤務することとなった学校職員のうち、当該採用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たにへき地等学校に該当するこ

ととなった学校に勤務する学校職員で、指定日前三年以内に当該学校に異動したことに伴って住居を移転したものとなるもの

第九条第二項中「前項の」を「前項各号に掲げる」に、「当該学校職員の指定日に勤務する学校が同項に規定する異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 前項第一号に掲げる学校職員 当該学校職員の指定日に勤務する学校が同号に規定する異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降へき地手当に準ずる手当が支給されることとなる期間及び額
- 二 前項第二号に掲げる学校職員 当該学校職員が採用日前から学校職員として引き続き勤務していたものとした場合に前項（第一号に係る部分に限る。）及びこの項（前号に係る部分に限る。）の規定により指定日以降へき地手当に準ずる手当が支給されることとなる期間及び額

第九条を第六条とする。

第十条中「第四条」を「第三条」に、「第八条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条を第七条とし、第十一条を第八条とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。

職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和八年三月三十一日

千葉県人事委員会委員長職務代理者

千葉県人事委員会委員 小倉 純 夫

**千葉県人事委員会規則第十六号**

**職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則**

職員の扶養手当の支給に関する規則（昭和六十一年千葉県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「以上」の下に「（十八歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以上）」を加える。

**附 則**

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和八年三月三十一日

千葉県人事委員会規則第十七号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年千葉県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「掲げる期間」を「定める期間」に改め、同項第一号中「又は」を「若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第二項に規定する通勤をいう。以下同じ。))による負傷若しくは」に改め、同条第二項中「場合」の下に「(通勤による負傷又は疾病に係るものを除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 非常勤職員が療養休暇の承認を受けて勤務しない場合(通勤による負傷又は疾病に係るものに限る。)には、任命権者の定めるところによりその給与を減額する。

第三十五条第一項中「第二号」を「から第三号まで」に改め、「第十一号」の下に「第十六号」を加え、第四号を第六号とし、同項第三号中「含む」の下に「。以下この項において同じ」を加え、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育する非常勤職員が、当該子の看護、予防接種、健康診断、学校保健安全法第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事委員会が定める事由に伴う当該子の世話又は当該子の教育若しくは保育に係る行事のうち人事委員会が定めるものへの参加のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において五日(その養育する九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が二人以上の場合にあつては、十日)の範囲内の期間

第三十五条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 女性非常勤職員の生後満一年に達しない子の育児 一日二回各三十分

第三十五条第二項中「又は同項第二号若しくは第三号」を「若しくは第十六号又は同項第三号から第五号まで」に改め、同条第三項中「同項第四号」を「同項第六号」に改める。

第三十六条第一項中「第九条第三号、第六号及び第十六号並びに」を削り、「掲げる期間」を「定める期間」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 第九条第六号に掲げる事由 同号に規定する期間

第三十六条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

千葉県人事委員会事務局職員服務規程の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和八年三月三十一日

千葉県人事委員会委員長職務代理者  
千葉県人事委員会委員 小倉 純 夫

千葉県人事委員会規則第十八号

千葉県人事委員会事務局職員服務規程の一部を改正する規則

千葉県人事委員会事務局職員服務規程(平成十七年千葉県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式を次のように改める。

埼玉県(埼玉県)

(埼玉県)



直径 12ミリメートル

色 地及び県章は黒色、縁及び県章の輪郭は金色

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

購読料 本号 一部

二四円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県 〇四三(二三三)二六五八

購読申込先